

協働によるまちづくり

チーム  
参加OK

参加費  
無料

学生ジャーナリスト

No.  
**1**

決定戦  
**2023**

取材・記事作成の  
ポイントを紹介！

学生ジャーナリスト

まるわかりーフレット

応募  
期間

2023年 5月8日（月）～10月31日（火）

賞金あり!!



1位

5  
万円



2位

3  
万円



3位

1  
万円



佳作

10作に図書券2,000円分プレゼント

《コンテスト事務局》

弘前市 市民生活部 市民協働課 協働推進係

TEL : 0172-40-7108 (直通)

メール : [shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp](mailto:shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)



そもそもこれって…

# どんなコンテスト？

学生が、市内で行われている「まちづくり活動」を取材し、**活動の紹介記事を作成する**コンテストです。  
今年度で3回目の開催！



コンテストの**紹介CM動画**も  
YouTubeで絶賛公開中♪  
右のQRコードからアクセス！



## チームでの参加OK♪



「1人での応募は心細い…」



そんな方でも大丈夫！  
学校やサークルの仲間と、**チームを組んでの参加も大歓迎♪**

## 学校の課題研究にも！

近年、大学だけでなく高校でも**「地域の課題解決」「地域活性化」**に関する課題研究の授業も増えています。こうした中で、



「そもそも、**地域課題**って何だろう？」  
という学生のみなさん、

この取材を通して、見聞を広げてみませんか？  
学業にも生かせること間違いなし！



# 取材・記事作成の手順をご紹介！

参考にしてね♪

START

1

## 取材先を決める

文化、福祉、町会活動など、まちづくりにもたくさんのジャンルがあります。興味のある分野から、取材先を選ぼう♪

事務局が、**取材先探しのサポート**もいたしますので、お気軽に市民協働課にご相談ください♪



令和4年度 協働大賞

『引き継ぐ音色 韶かす音色』

取材先：弘大囃子組（学生のねぷた団体）

ねぷた運行の楽しさだけでなく、伝統を受け継いでいく上での諸課題なども細やかに取材しています。

その他、令和4年度の全応募作品を市HPで公開しています♪  
右のQRコードからアクセス！



## まちづくりの情報収集はこちら♪



市民協働課では、弘前市内のまちづくりに関する情報を発信していますので、まちづくり活動の情報収集に、ぜひご覧ください！

Instagram  
ひろさき協働  
まちづくり情報



Facebook  
ひろさき協働  
まちづくり情報



次ページへ続く

## 2

## 取材交渉

取材先の担当の方に連絡します。  
取材許可を得たうえで、取材する日程を決めます。



### 取材交渉時のPOINT

- 学校名・氏名を伝える
- 学生ジャーナリストの取材であることを伝える
- 取材を受けていただけるか確認
- 取材日程を調整する

## 3

## 取材・写真撮影

いよいよ取材です。お話を伺うだけでなく、可能であれば実際に活動にも参加してみましょう。体験して得られたことも、記事に盛り込みましょう！



### ⚠️写真に注意⚠️

必ず、撮影して良いか許可を得たうえで撮影してください。紙面に掲載して良いかも必ず確認！

## 4

## 記事にまとめる

取材が終わったら、文字に起こしてまとめます。読み手にわかりやすい表現、読みやすい文章を心がけ、記事にまとめていきましょう。



### 記事作成のPOINT

- ・文字だけでなく、図やイラストを入れるとわかりやすい！
- ・情報過多にならないすぎないよう、メインテーマを設定してまとめる！
- ・参加者の声も入っているとGood！

## 5

## 提出前の最終確認

記事が完成したら、誤字・脱字がないか、等を必ず確認しましょう。自分以外にも、家族や友人にチェックしてもらうのも効果的です。

### 《主な確認項目》

- 誤字・脱字がないか
- 人や団体の名前に間違いはないか
- 掲載した写真が、使用許可を得ているか
- など

作品は、パネル展や市HPで公開されます。入念に確認してから提出しましょう！



## 6 完成した作品を、 事務局(市民協働課)に提出！



GOAL



メール(作品のPDFデータを添付)または  
市民協働課窓口に直接提出！

順位については、結果の通知をお待ちください。  
(12月下旬ごろを予定)



その他、応募に関する詳細  
は、次ページ以降の「**募集要  
領**」もお読みください。

### 事務局のある市民協働課



市役所前川新館の2階に  
あります。

全員優しい  
スタッフで安心！

コンテストに関す  
る相談がありまし  
た  
う、お気軽にお越し  
ください♪



# 協働によるまちづくり 学生ジャーナリストNo.1決定戦2023 募集要領

募集期間 令和5年5月8日（月）～令和5年10月31日（火）必着

## コンテスト趣旨

弘前市では、平成27年4月から「弘前市協働によるまちづくり基本条例」を施行し、弘前の幸せな未来のために、市民の方にも主役になってもらい、みんなが一緒になってまちづくりに取り組んでいます。

この度、当市の優位性のひとつであり、まちづくりの主体（担い手）に位置付けられている「**学生**」のまちづくりへの参加促進、市内で行われている様々なまちづくりを幅広く市内外にPRすることを目的として、まちづくり活動の紹介記事を広く募集し、その中から優れた作品を選び表彰します。世代、地域を越えて人と人がつながり、市内でキラリと光る素敵な活動の紹介作品をお待ちしております。

## 応募について

- 1 応募資格…1) 市内にある高等教育機関（大学など）又は高等学校に在学する者。  
2) 市内に居住し、高等教育機関（大学など）又は高等学校に在学する者。  
※個人、グループのどちらでも応募可能。ただし、個人とグループの二重応募はできません。（個人が複数のグループに所属することもできません。）
- 2 参加費…無料
- 3 応募点数…1人又は1チーム1点まで
- 4 作品の規格等
  - ◆取材対象は市内のまちづくり活動（ボランティア活動、町会活動、イベントなど）に限ります。  
※応募者本人または本人が属する団体の活動は取材対象として認めません。
  - ◆A4サイズ1面（カラー可）に紹介記事をまとめ、現物または、PDFファイルで提出。
  - ◆記事のレイアウトは自由とします。
  - ◆手書きで記事を作成する場合は、鉛筆は使用しないでください。
  - ◆応募者本人が令和5年5月8日から令和5年10月31日までに取材、作成等を実施したもので、未発表の作品に限ります。
- 5 応募方法
  - ①エントリーシートに必要事項を記入し、郵送、メールまたは持参により、事務局まで提出。
  - ②まちづくり活動を取材し、記事を作成したら郵送、メールまたは持参により、事務局まで提出。

## 《提出先》

弘前市 市民生活部 市民協働課 協働推進係（コンテスト事務局）

〒036-8551 弘前市上白銀町1-1

※直接応募の方は弘前市役所前川新館2階までお越しください。

メール：shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

## 賞

1位（協働大賞） 1作 賞金 5万円

2位（協働優秀賞） 1作 賞金 3万円

3位（協働準優秀賞） 1作 賞金 1万円

※その他、佳作として10作に図書券2,000円分

## 採点基準

### 1 構成力（記事の見やすさ）

- (1) 親しみやすく、見出しやレイアウトが工夫されている。
- (2) 写真が効果的に使われていて、手に取ってみたくなる。

### 2 文章力（記事内容）

- (1) どういった活動をしているかが伝わる内容になっている。
- (2) 分かりやすい表記、表現、内容になっている。
- (3) 読者が活動に協力又は参加したくなるような魅力が伝わる内容になっている。

### 3 取材力（踏み込んで取材しなければ得られない情報が入っているか。）

- (1) 団体がどういう思いで活動をしているかが伝わる内容になっている。
- (2) イベント参加者の感想などが入っている。
- (3) 取材者が実際に活動に参加・体験した内容が入っている。

## 結果発表及び表彰式

- ◆審査結果については12月下旬ごろに市ホームページ等で発表します。
- ◆入賞者（1位～3位）にはメール、電話または文書で通知します。佳作の方に対しては、文書（図書券同封）で通知します。なお、応募された作品については、原則全て市ホームページに掲載します。
- ◆入賞者（1位～3位）は表彰式に参加していただきます。（12月下旬ごろを予定）
- ◆入賞の通知後、事務局からの連絡等に対応いただけない場合は、入賞を取り消しさせていただく場合があります。
- ◆審査過程や審査結果に関するお問い合わせや異議についてはお答えできません。

## 留意事項

- ◆応募作品は、他者の著作権等の知的財産権及び肖像権を侵害しないものに限ります。これに反すると判明した場合には選考結果の発表後でも賞を取り消し、賞金等の返還を求めることがあります。  
※応募作品に掲載する写真の被写体が人物の場合、被写体本人の承諾を得ること。市は肖像権侵害等の責任は負いかねます。
- ◆応募作品は返却しません。
- ◆応募作品（応募者氏名・学校名・学年を含む）を市民等に公開し、閲覧に供することができます。その際、市は応募者に何らの対価を支払うことはありません。
- ◆応募作品の送付、選考、展示中に被った紛失、破損等に対して、市はいかなる責任も負いません。
- ◆応募作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び二次的著作物に係る権利は、市に帰属します。
- ◆未成年者は保護者の同意を得て応募してください。（未成年者の方の応募は保護者の同意が得られているものとみなします。）
- ◆応募用紙に記入された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。

